

提 言 書

「男女共同参画の視点に立った地域づくりについて」

平成16年(2004年)3月25日

滋賀県男女共同参画審議会

目 次

「提言」にあたって	1
地域における男女共同参画の現状と課題	3
地域における男女共同参画の実践から学ぶこと	11
男女共同参画の地域づくりのために	18

参考

- 滋賀県男女共同参画審議会（第一期）の審議状況（平成14年度）
- 同 上 （平成15年度）
- 滋賀県男女共同参画審議会（第一期）委員名簿

「提言」にあたって

男女が互いの人権を尊重しつつ、共に喜びを享受し、責任も共に担い合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、豊かで思いやりと活力に満ちた21世紀の我が国社会を創造するための最重要課題の一つとなっています。

こうしたことから、国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、平成12年12月には同法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、滋賀県においても、平成13年12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年4月から施行されました。

滋賀県男女共同参画審議会は、この条例に基づいて第一期16名の委員で平成14年6月に発足し、同時に男女共同参画計画の策定について知事から諮問を受け、同年11月知事に答申を行いました。この結果、翌15年3月に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」が策定され、審議会としての最初の重責を果たすことができました。

二年目の平成15年度は、審議会の自主的な調査審議として、「男女共同参画の視点に立った地域づくり」をテーマとして設定し、この間、全体会議を5回、他府県への調査を2回、また、執筆会議を2回開催してきました。

地域に視点をおいた男女共同参画社会づくりは滋賀県の特徴ある取組であり、滋賀県における地域での取組を検証することは、全国的にも意味のあることになると思われます。

県におかれては、今後、この提言の趣旨を踏まえ、適切な措置を講じられることを期待します。

平成16年3月25日

滋賀県男女共同参画審議会

会長 小沢修司

地域における男女共同参画の現状と課題

内閣府男女共同参画局が設置した「男女共同参画社会の将来像検討会」では、男女共同参画社会の形成についての国民の理解を得ること等を目的として、2020年頃までの男女共同参画社会の状況（男女共同参画社会の将来像）について具体的イメージを示すため、現在、検討を進められているところですが、先頃、同検討会事務局が広く意見を募集するために作成、公表した報告書骨子案から、特にコミュニティ（都市、農山漁村、地域）における男女共同参画の将来像の部分ピックアップしてみると、次のようなイメージが挙げられています。

女性リーダーの活躍の場や世代を超えたネットワーク作りなどが進む。市町村合併等により、自治体内の集落での住民による互助等の役割が増える。

地域の課題について自らも役割を果たしつつ、解決できるよう、住民の学習、情報取得、意見交換ができるような生き方、働き方になる。高齢期間が長くなるので、地域生活の中での役割を担うことになる。子育て支援、防犯、高齢者の生き甲斐などの面で地域の役割が重要になり、男女がともに地域内で活動することを通じ、「公」意識が社会に根付くのではないか？

ボランティア活動の活発化

こうしたイメージが示される背景には、コミュニティの崩壊に警鐘が鳴らされて久しい今日、旧来の地縁的な繋がりが薄れ、特に都市部において面倒な人間関係を避け、コミュニティと距離を置いて暮らすことが顕著になりつつあるとの現状認識があると思われます。

男女共同参画社会は「多様性を認め合う社会」、価値観が多様化する中で「様々な個性を尊重する社会」です。こうした男女共同参画社会づくりが進むことによって、旧来のしがらみや人間関係を越えて、新しい活力が地域に生まれ、地域のコミュニティが活性化されるという期待が込められているものと考えられます。

平成15年度の当審議会において、「男女共同参画の視点に立った地域づ

くり」をテーマに選んで自主調査を進めてきた理由は、まさにこの点にあるわけで、これまでに滋賀県が歩んできた地域における男女共同参画づくりの足跡や地域の現状を検証することによって、今後さらに一層の取組を進め、より実効性ある方策を提言することができるのではないかと考えます。

なお、地域における男女共同参画を考えるにあたっては、職業生活における男女共同参画、家庭生活における男女共同参画との有機的な連携が必要であり、また、男女一人ひとりの「個」としての自立という視点が重要であることについては再確認しておきたいと考えます。

ボランティア活動、まちづくりのための活動の行動者率が高い県民性

総務省が平成13年度に実施した「社会生活基本調査」によると、滋賀県のボランティア活動の行動者率は、全国で男性第5位、女性第1位とトップクラスの水準です。とりわけ、ボランティア活動のうち、まちづくりのための活動の行動者率は、男性が26.0%で全国第2位、女性が22.3%で全国第1位となっており、男女ともに地域社会での奉仕活動への参加が非常に高いことを表しています。

この背景には、自治会組織が確立しているということがあると思われますが、その一方で、近所付き合いや世間体などによる半強制的な自発性に欠ける参加も少なくないと思われます。

このまちづくりのための活動の行動者率と老年人口割合の相関を見てみると、一般的に、老年人口割合が高い都道府県ほど、ボランティア活動、まちづくりのための活動の行動者率が高くなる傾向が見られ、両者には何らかの相関が認められます。ところが、滋賀県の場合は、老年人口割合は16.1%（平成12年国勢調査）と東京都に次いで全国で8番目に低い県でありながら、ボランティア活動、まちづくりのための活動の行動者率ともに全国でも高いレベルという特異な位置にある県ということができます。

図 - 1 まちづくりのための活動行動者率と
老年人口割合の相関関係

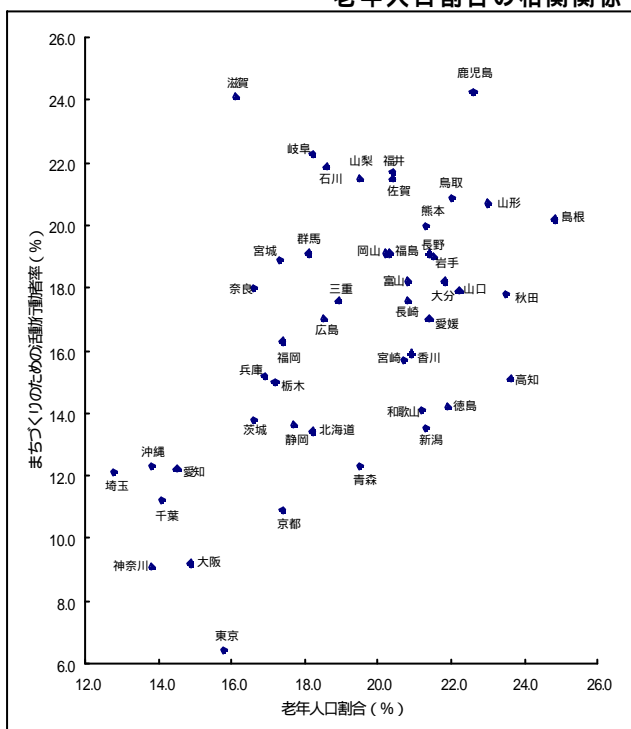
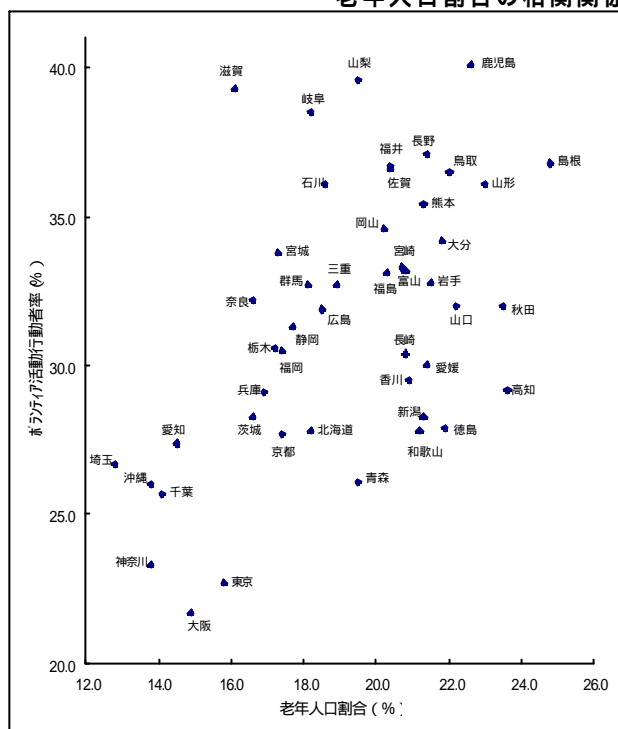


図 - 2 ボランティア活動行動者率と
老年人口割合の相関関係



県民の意識と行動

県が平成14年9月に実施した「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」を見ると、「男性は仕事、女性は家庭」に「同感しない」と考える人は39.2%で、男女とも年齢が高くなるほど「同感しない」割合は低下していきます。

また、「女性がずっと働き続ける方がよい」との考えは男女差が小さく、第33回県政世論調査（平成12年）よりも上昇しています。これは、ライフスタイルの変化や男女共同参画意識の浸透などが影響していると思われます。

しかしながら、家庭での役割分担などについての調査項目では、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、家事・育児・介護では圧倒的に女性への負担が大きいです。

「仕事の目的」では、「社会に役立ちたいから」と回答する人は、男女とも極端に少なくなっています（女性7.6%、男性13.2%）。

こうした動向は、「理解はできるが改めるまではいかない」とする意識の壁が案外大きいものであることを窺わせます。「男女共同参画社会の形

成が今、なぜ必要なのか」をもっと積極的に訴えかけていく努力が必要ではないかと考えます。

地域の現状

次に、各種の意識調査、世論調査結果から、滋賀県における地域の現状を分析してみたいと思います。

既述の「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」によると、男性の75%、女性の80%が社会全体で男女の不平等感を感じており、「男女の不平等を一番感じる」のは「家庭」、「職場」、「地域社会」のうちいずれかとする設問では、女性27.3%、男性27.7%が「地域社会」と答え、男女合計でも27.6%と1位を占めています。これは平成12年8月実施の「第33回県政世論調査」結果26.5%から若干増えています。また、地域活動の場において、「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と思う人を合わせると53.2%と過半数を超えています。

このことから、まちづくりなど社会的活動への参加意識が高いにもかかわらず、その組織運営や制度については男女平等ではなく、男性が優遇されていると感じている人が多い、という傾向が窺えます。

原因としては、自治会で世帯主義を採用しているところが多いため、役員には世帯主である男性が就く、あるいは実際の活動は女性が担っているにもかかわらず、名前は世帯主である男性にする、という慣行が残っているところが多いことが挙げられます。

自治会活動が祭りや神事あるいは農林水産行事などと重なっているところも多く、それらの伝統的行事が男性中心で行われ、性別役割分担がはっきり決まっているという慣習のため、自治会役員も男性中心にならざるを得ない、という背景もあります。さらに、役員に男女の制限がない場合でも、家事・育児・介護などは女性の役割という考え方が根強くあるため、家のことに加えて自治会の仕事まで増えたら大変であるとの理由から、女性自身が積極的に関わろうとしなかったり、また、参加しても発言しにくいという風潮があることが、女性の前向きな自治会参画を妨げている原因といえます。

このことを裏付けるデータとして、平成12年の「第33回県政世論調査」によると、「地域における男女共同参画を実現するために必要なこと」の設問では、「男女が共に地域に関わり合えるよう、地域ぐるみの子育てなどの仕組みをつくる。」（男性41.6%、女性58.8%）、「男女で役割が異なる古い慣習・慣行やしきたりを見直す。」（男性47.0%、女性49.9%）が男女ともに多数を占めている一方で、「女性が自治会の役員になれたり、地域で発言できるルールづくりを進める。」（男性27.0%、女性15.5%）、「地域の中で積極的に活躍できる女性リーダーを養成する。」（男性16.9%、女性10.4%）で男女の意識に乖離があることが目につきます。

平成15年7月に実施された「第36回県政世論調査」から、「自治会活動への参加状況」について見てみると、「よく参加している」と回答した人は、男性61.1%、女性45.3%となっていますが、平成10年の第31回調査結果（男性58.1%、女性46.0%）と比較すると、男性は3ポイント上昇していますが、逆に女性は0.7ポイント低下しています。また、「ほとんど参加していない」と回答した人の割合も、男性は低下したのに対して、女性では上昇しています。

平成12年に県内約3,000カ所の自治会組織等を対象に実施した「地域社会における男女共同参画実態調査」では、祭り、祭り以外の自治会行事の別に、運営決定の場への参加状況について調査項目を設けていますが、いずれも運営決定への参加が固定的と回答する団体が多く、「誰もが運営決定の場に参加ができ、男女の区別なく参加している。」と回答した団体は1割程度にとどまっています。

同調査結果によると、自治会長に占める女性の割合は1.1%、副会長で3.0%、会計で7.6%と、自治会の「三役」への女性の参画は依然として進んでいません。三役以外の意思決定の場への女性の参画率も、大津志賀地区の36.8%から湖北地区の15.6%まで開きが見られます。

また、会合などの役割分担は、主に男性は「会場準備や片付け」、女性は「湯茶の接待や片付け」と、依然として「台所まわり」は女性に偏っています。また、地域の共同作業に、女性を対象とした「不参料」や「出不足料」は、県内自治会の2.5%に存在しています。

このように意識や実態に地域間で差異が見られることから、これらに配慮しながら地域の特性を活かした取組が求められます。

「地域社会における男女共同参画実態調査」では、自治会長など、自治会を代表する役職に女性の少なさが課題として取り上げられていますが、家事や育児の負担が大きく、自治会活動に参加する余裕のない女性にとっては、さらなる負担を強いるものと映っているようです。

一方、ボランティア活動等では女性の参加率は非常に高くなっているため、女性自身が積極的に運営に参加したいと思う、また、参加できる自治会への脱皮が必要ではないかと思われまます。社会貢献活動への参加意識が高い本県においては、自治会組織等を母体とした取組が有効かつ必要です。

男女共同参画社会づくりに向けた滋賀県の地域支援の歩み

ここで、これまで滋賀県が県内の市町村や地域に対して、男女共同参画社会づくりに向けてどのような取組を行ってきたか、振り返ってみたいと思います。

まず、郡部における取組、特に推進体制の整備に遅れが見られたことから、平成9年度から「町村推進体制整備モデル事業費補助金」を創設、平成9年度、10年度に各4町ずつ、計8町が採択され、採択後3年間補助金が交付されました。採択された町はこの間に庁内推進組織、諮問組織、民間連携組織の整備、行動計画の策定等の事業を実施してきました。この制度の効果として、庁内推進体制および諮問機関を整備した町8町、民間連携組織を整備した町3町、行動計画を策定した町7町と、一定の成果を見ました。ただし、採択の8町はモデル町ということで、県内全町村までは行き渡らなかったことと、8町が東近江地域以南に偏ってしまったことにより、湖東、湖北、湖西地域にはモデル町の効果波及しませんでした。

次に、平成11年度、12年度の2カ年において、「町村男女共同参画推進地域会議開催事業費補助金」制度が実施されました。この制度は、町村による地域団体と連携した男女共同参画推進地域会議の設置および活動に要する経費を補助するもので、単年度補助でした。この制度による補助採択

は2カ年で計16町で、採択は先の補助制度の恩恵を受けなかった地域にも広がりました。

そして、平成13年度からは現行の「地域連携推進事業費補助金」と「実践モデル地域支援事業費補助金」の2つが制度化されました。まず、「地域連携推進事業費補助金」は、男女共同参画施策について町村間に取組の格差が出ていることから、遅れている町村に対して、継続的に事業を行ってもらうことを目的として交付されるもので、平成13年度に7町、平成14年度に10町が採択され、それぞれ2カ年補助金が交付されています。

もう一つ、「実践モデル地域支援事業費補助金」については、モデル地域として採択された県内の自治会が2カ年の事業を実施し、その経費を県、市町村がそれぞれ2分の1を補助するという制度で、平成13年度7市町で12地区、平成14年度10市町で23地区が採択され、男女共同参画の視点に立った事業を行っています。

「地域連携推進事業費補助金」および「実践モデル地域支援事業費補助金」については、当初、終期が平成16年度に設定されていましたが、県の財政構造改革プログラムにより1年前倒しで実施され、平成15年度で終了することになっています。特に、「実践モデル地域支援事業費補助金」については継続を望む市町村が多く、平成16年度からは単独で予算化する自治体もあるということで、モデル事業としての所期の役割は果たしたものと考えられます。

こうした県の取組の結果、平成14年度末現在で庁内推進体制を有する市町村が28市町（うち、5町は人権推進本部として設置）、諮問組織を有する市町村が24市町（うち、1町は人権諮問機関として設置）、民間連携組織を有する市町村が17市町、行動計画策定済み市町村が19市町（うち、1町は人権総合計画として策定。別に平成15年度中の策定予定3町）となっています。また、これらの動きと平行して、女性が代表または副代表を務める県内の自治会等の数は、平成12年度の158団体から平成13年度の166団体、平成14年度の178団体、平成15年度の170団体と推移しています。

このように、滋賀県内の各地域における男女共同参画の推進の動きは、決して徹底しているとはまだはいえないものの、着実に広がりをみせています。

表 - 1 市町村の男女共同参画推進状況と女性が代表等を務める自治会等の推移について

	庁内推進体制の有無	諮問機関の有無	民間連携組織の有無	条例の制定状況	補助事業の採択および男女共同参画計画の策定状況									モデル事業		女性が代表等を務める自治会等			
					H8以前	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H13採択	H14採択	H13	H14	H15		
大津市					策定済					改訂							102	110	99
彦根市				H14.4	策定済					改訂							15	9	12
長浜市				H16～	策定済						改訂								
近江八幡市				H16～	策定済						改訂						3	4	4
八日市市					策定済						改訂						6	11	5
草津市						策定済							改訂				18	14	17
守山市					策定済						改訂						1	1	4
栗東市					策定済							改訂					11	14	15
志賀町																	5	2	4
中主町										策定済									
野洲町				H16.4	策定済						改訂						1	2	1
石部町				H16～			策定済												
甲西町														予定					
水口町													策定済				2	6	4
土山町																			
甲賀町				H16～							策定済								
甲南町								策定済											
信楽町																			
安土町				H16～							策定済						1		
蒲生町				H16～										予定				1	
日野町								策定済											
竜王町																			
永源寺町																			
五個荘町													策定済						
能登川町													策定済				1	3	2
愛東町																			
湖東町																			
秦荘町																			
愛知川町				H16～															1
豊郷町																			
甲良町																			
多賀町																			
山東町																			
伊吹町																			
米原町																			
近江町																			
浅井町				H16～															
虎姫町																			
湖北町																			
びわ町																			
高月町																			
木之本町				H16～															
余呉町																			
西浅井町																			
マキノ町																			
今津町																			2
朽木村																		1	
安曇川町				H16～															
高島町															予定				
新旭町																			

注 条例の制定状況のうち「H16～」はH16年度以降の制定の検討を意味する。 計 12 23 166 178 170

庁内体制、諮問機関、計画の策定状況の「」は、人権推進本部、人権諮問機関、人権総合計画を意味する。

町村推進体制整備モデル事業費補助金採択(H9～12年度実施、3年間補助)

推進地域会議開催事業費補助金採択町(H11,12年度実施、単年度補助)

地域連携推進事業費補助金採択(H13～15年度実施、2年間補助)

実践モデル地域支援事業採択市町(H13～15年度実施、2年間補助) 内数字は実施地区数

代表等」には副代表を含み、自治会等」には町内会、区を含む。数字は各年とも11月30日現在

地域における男女共同参画の実践から学ぶこと

平成15年度は、県内外において市町村、学区あるいは自治会レベルで男女共同参画事業を展開した関係者への面接調査を行いました。

1. 岐阜県中津川市「元気都市中津川のまちおこし実行委員会」

中津川市はもともと社会教育や生涯学習活動が活発な町で、文部省の生涯学習関係の委嘱事業を受けたことを契機として、市民団体である「元気都市中津川のまちおこし実行委員会」が平成11年に発足しました。実行委員会が実施する主な事業としては、市役所の議場を使い、市民から公募した女性議員による「女性議会」を年1回開催するほか、「市長と語るガヤガヤ会議」に、平成15年度からは「議員と語るガヤガヤ会議」を加えて、それぞれ年1回開催されています。

「女性議会」といっても、もちろん条例案や予算案を審議、議決するわけではありませんが、女性の市政への関心を高めるとともに、女性の視点を行政に反映させるための工夫のひとつとして、有効に運用されています。

もうひとつ、「女性議会」が果たす男女共同参画の視点からの効用として、女性自身のエンパワーメントが挙げられます。議場という公の場所で市議会の形式を踏襲し、定められた時間内で質問し、自分の主張を行うということは、必然的に女性自身の能力を高め、自信を深めることに繋がります。そして、こうして力をつけた女性が、女性議会の回数を重ねるごとに増えていき、女性議会経験者のネットワークが形成されていけば、女性の市政に対する関心や男女共同参画の気運が市全体に高まっていくことが期待されます。

聞き取り調査の結果では、講演会、学習会などは、「男女共同参画を前面に出すと参加者が少ない。」という実状があるということで、市担当者は、女性議会の意義として、参加者が受け身でなく、積極的に発言し、また自ら企画、運営に参画していくという参加者の自発的な意欲を引き出す仕掛けとして、講演会やイベントなどと組み合わせて活用していけば、男女共同参画を広めていく効果が大きいと語られました。

中津川市は人口規模から見ると栗東市と同じくらいの規模で、男女共同参画行政専任職員は1名だけ、多くの地方中小都市と同じく、男女共同参画がそれほど進んでいる市ではありません。しかし、「元気都市中津川のまちおこし実行委員会」が市の男女共同参画の推進に果たしている役割は大きく、市と二人三脚で着実に足下を固めておられ、今後の活躍が期待されます。

「女性議会」という手法も、参加した市民の満足度が高いという点には注目すべきであり、自発的な個人の参加による取組を考える上で、学ぶものが多いと考えます。

2. 静岡県藤枝市「広幡」地区男女共同参画推進モデル地区事業

藤枝市は平成12年国勢調査による老年人口割合が16.7%と、滋賀県同様、比較的高齢化率が低い都市です。「広幡」地区は農村部で、もう少し高齢化が進んでいると思われませんが、モデル地区事業として様々な試みを成功させています。

この地区は8つの町内会から形成されており、町内会を束ねる組織として「広幡」自治会という組織があります。藤枝市にはこうした自治会が「広幡」を含めて9自治会あり、「広幡」自治会は町内会の数では2番目、世帯数および人口では3番目に小さい規模の自治会です。自治会内の世帯数は約2,500世帯、人口約8,000人で、滋賀県で例えるならば、都市部における自治連合会といった規模の組織です。

この地区では自治会活動が活発であり、その自治会を基盤としてモデル事業を立ち上げています。事業を推進する組織としては、自治会、町内会の役員および学校、PTAの代表者等から構成される推進委員会と、実際の啓発事業を検討、実施する検討部会からなり、検討部会のメンバーは町内会、学校、PTAの構成員の中から推薦されています。

また、推進委員会、検討部会それぞれに、市男女共同参画懇話会委員および「ふじえだ女性の会」（現藤枝市男女共同参画推進センター「パリティ」運営協議会）のメンバーが、アドバイザーとして携わっています。

藤枝市におけるモデル地区事業開始の経緯としては、従来のセミナーやフォーラム等のイベントの開催だけでは、男女共同参画の意識が市民に浸

透しにくいということで、地域自らが啓発事業に取り組んでもらう方策として事業を企画されたということです。藤枝市が事業開始に踏み切った背景には、やはり各自治会組織が非常にまとまっており、強い動員力を持っていることと、従来から市の各種事業に協力してもらってきたという下地があって、モデル地区事業についても自治会の理解と協力が期待できるという土地柄があります。

この事業の大きな特徴は、自治会、町内会やP T Aなど既存の活動組織を有効に利用している（社会的リソースの活用）こと、メンバーに「自分たちの手で活動し、考えてゆく。」という自治意識が高いこと、共同作業や対話を重視していることなどです。「自治会」という小・中学校区を含む大きな自治組織が事業の主体となったことは、単に小・中学校を事業のプラットフォームのひとつとして活用できるだけでなく、事業に参加した小・中学生が家庭に帰って、男女共同参画について家の人と語り合うという効果を期待してのことです。さらに、学校、地域、家庭の三つの分野が、同じエリアで相互に補完しあいながら事業を進めることができるという地域設定がされているところです。

事業の効果としては、事業終了後に自治会内の中学校P T Aに初めて女性会長が誕生したり、モデル事業の中で実施された「ふれあいサロン」の継続に関する検討が続いていたたり、さらに中学校では、授業参観の形でジェンダーをテーマにP T Aとの対話の場を設けるという試みが実現したことです。

こうしたモデル事業において期待されることは、参加者の気づき、意識の変化を通して、男女共同参画の意識を家庭の中やいろいろなところで伝え、広めてもらうこと、事業への参加者が、事業参加を契機に自主的なグループをつくって、地域で活動を継続していくこと、また、こうした活動が新たな共感を呼び、新たな運動へと拡大、発展していくことであると話されました。

今後の展開として、事業が終わった地区に対するフォローアップと、新たな地区で実施する場合に、やはりその地区が固有に抱える問題点に合わせて課題を設定すること、できれば民間の事業所等をも取り込んで事業を展開していくことができれば、さらなる発展が望まれるものと思われれます。

3 . 滋賀県内のモデル地区事業

滋賀県内の事業に関しては、平成14年度に事業を終了した地区の中から、日野町西大路三区、五個荘町木流区、能登川町新宮西区の三地区の自治会関係者に審議会にお越しいただき、事業概要の紹介と現在の状況等について聞き取り調査を行いました。

対象地区の選定にあたっては、財団法人滋賀総合研究所からの活動報告を参考にしました。

まず、日野町西大路三区では、「日野祭」と自治会活動が強く結びついているため、どうしても男性中心の活動になり、女性が町代や区長などの役に就くことが妨げられていること、高齢化が進んでいるため、若い人のために役員の仕事の軽減が検討され、その過程で自治会と神事を分離する案が出され、現在検討されているところであるという報告がなされました。

また、事業を通じて浮かび上がってきた地域の課題として、男女共同参画意識の低さ、女性の自治会および祭への参加が消極的で、「仕事」が増えることへの反発が強いことなどの報告を受けました。

五個荘町木流区からは、2年間のモデル事業の経験から、男女共同参画による字規約の改正が望ましいが、そのためにはもう少し女性のやる気が必要になること、地域の様々なよき伝統を継承しつつ、その中で男女共同参画を実践する地道な取組と、区民の意識改革が必要との判断から、モデル地区事業としては平成14年度で終了したものの、引き続き15年度も区単独事業として継続して取り組んでいることが報告されました。

ここでも、やはり事業参加に関する女性の消極性が指摘され、「男性よりも、50代、60代の女性の意識改革が必要」との意見も出されました。

能登川町新宮西地区からは、平成12年度に「行政改革検討委員会」が設けられ、地域の将来像、問題点などを検討する中で、平成13年度からモデル地区事業に参加し、男女共同参画による地区内の制度改革を進めてきたこと、この中で自治会と農事を分離したこと、自治会役員の被選挙権を「家」単位から個人に改めたこと、評議員について女性枠を設け、祭りに

も出席できるようにしたことが報告されました。

特に、報告の結びに「女性が男性とともに責任を担えるように、意識を変えていかなければならないという気づきが、字の中の女性にできることを望んでいる。そして、それがたくさんの人に広がっていくといいと思っている。自分たちの地域の問題は、そこに暮らす人達との話し合いによって検討していく中で、答えを見つけていくことがとても大切である。」と話された推進員の言葉が印象的でした。

紹介のあったこれら三地区は、いずれもよそからの転入が少ない農村集落で、少子高齢化が進んでいると思われませんが、地域の抱える問題点を的確に捉え、みんなが暮らしやすい地域にしていかなければならないという希望と熱意があり、字規約の改正や生活改善の見直しなどにおいて、女性の意見に耳を傾ける、男女で共同して課題を克服していこうとする姿勢が見られます。

一方で、中高年齢層の男女共同参画意識の低さも指摘されました。意外だったのは、こうした事業への女性の参加意欲が低いことでした。

その意識の底流には、家庭において固定的な性別役割分担が依然として改善されないままに、自治会や祭りなどの地域活動への参加が、新たな負担として女性に受けとめられていることが見受けられます。

財団法人滋賀総合研究所からの活動報告では、「男女共同参画という意識は、まだまだ地域に浸透していない」、「女性や若者が地域において発言する場がない」、「男女共同参画社会というものを具体的にイメージできない」、「女性の人材育成と活躍できる条件整備が十分でない」などの問題点が指摘されましたが、実際の聞き取り調査でも、関係者からこうした問題点が指摘されています。

県の男女共同参画実践モデル地域支援事業（平成13年度～平成15年度）から見てきた県内の男女共同参画の状況としては、

(1) 意識に関すること

地域組織（自治会）の中に、男女共同参画の意識がまだまだ浸透していない。

身近な暮らしの中で「当たり前」、「ずっとやってきたこと」という意識が強く、問題点に気づいていない。

「参加」と「参画」の違いが明確に意識されていない。

イベントの開催が目的になっており、男女がともに考え、意思決定と企画運営をしていくというところまで理解に至っていない。

個人として意見をいうことが難しい現状がある。

男女ともに「家の代表は男性」という意識が根強い。特に、女性は「決め事は男性、女性はあくまで代理」という意識があり、個人としての「発言がしにくい」、「しない」という状況がある。

(2) 組織運営に関すること

規約や選挙制度の有無にかかわらず、女性役員は少ない。

宗教行事や伝統行事などが自治会等の行事と密接に関わり、自治会活動の中に何らかの形で組み込まれているところが多いという現状の中で、女性が参画することの難しさがある。

女性や若者が地域について、自分の意見を発言する場がない。

(3) 男女共同参画に関する学習に関すること

フォーラムや学習会への参加者の固定化

男女共同参画に対する学びが十分ではない。

「今時、女の人の方が強いし・・・」「男女共同参画なんて、もうできてるでしょ」

男女共同参画のイメージができていない。

具体的にどのような取組をすればいいのかという戸惑いがある。

アドバイスの難しさ

高い理想から入ると、地域の人々が戸惑ってしまう。アドバイスする側も、地域について学び、理解を深める必要がある。

(4) 女性自身のエンパワーメントに関すること

女性の人材育成や、活躍できる条件整備が十分でない。

女性の負担感が大きい。

家事・育児・仕事と自治会活動の両立の不安や「意思決定は男性」、「しんどいのは嫌」という意識がある。

女性も将来、地域を担っていく人材であることが、まだまだ意識されてない。

これまで、組織運営や伝統行事、農業関係などについて学ぶ機会が与えられてこなかったために、地域の仕組み、運営の仕方を十分理解できていない。

地域で発言するためには、学習や社会的な実体験を積まなければならない。

また、勇気をもって発言するためには、仲間が必要である。

以上の問題点は、確かに滋賀県内の地域社会における男女共同参画の現状が、今まだ遅れている、あるいは男女共同参画社会づくりを進めるうえでの阻害要因がたくさんあるということを示しています。しかし、これらの問題点を明示することは、単に行く手の困難さを暗示するだけにとどまるものではありません。これまで地域の多くの人々が漠然とは感じつつも、伝統、タブー視され、仕方がないと半ば諦めていたことが、実践モデル地域支援事業を通じて、決して自分の住む地域だけの特殊な事情ではなく、各地域に共通する問題点であると認識されるに至ったのであり、問題点が明らかになったために、対応策を考えることが容易になったのです。問題点は行く手を阻む大きな壁には違いないが、これまではっきり見えなかったけれども、ここまで進んできたために初めて見えてきた壁、いわば前進してきたからこそ明らかになった「阻害要因」であるといえるでしょう。

このような状況を踏まえて、固定的な性別役割分担意識を払拭し、男性も女性もお互いを認め合う対等なパートナーとしての意識の定着と、その深化をめざす施策に着手し、確実に推進することが重要です。

男女共同参画の地域づくりのために

現状と課題からも窺えますが、今も固定的な性別役割分担意識が根強く、慣習やしきたり行事等の中には様々な偏見も数多く残っており、女性のみならず男性の生き方にも影響を及ぼし、未だ社会の中で当然のことのよう
に受けとめられています。男女共同参画意識が定着するまでには、まだまだといえます。

しかし、人によって、また地域間においても受けとめ方、感じ方にも差がある現状を踏まえて、平成13年度から実施されてきました実践モデル地域支援事業については、気づき、活動を始めるきっかけづくりとなったことや、自治会組織への女性の参画など、徐々に成果が出てきています。

社会貢献活動の高い本県の特徴を活かした事業の一環として、地道に継続することによって、県民一人ひとりに男女共同参画意識が浸透することが重要です。

また、私たちに密接した地域組織や各種団体など、地域から日常生活の身近な問題に男女共同参画の視点を取り入れ、具体的に進めていくことが必要です。

それにはいっそうの市町村との連携、協力が不可欠であり、ひいては市町村の男女共同参画を加速させることにもなるはずです。

また、地域における旧来からの伝統・行事等はそれぞれの目的や経緯をもって根づいてきたもので、次世代へと継承されることはよいことです。しかし、その中には性別によって役割を固定的にとらえたものも見受けられ、とりわけ、子どもたちへ影響を危惧するものです。男女共同参画社会を実現するためには、まず地域全体で今までの慣習・慣行を見直し、住民一人ひとりが各々のもつ個性と能力を生かして、自ら主体的にまちづくりに参画していくことが望まれます。

課題の克服には、目標を掲げ、具体的なハードおよびソフト両面のシステムを整備し、実践者としての「人」を育成することが必要です。以下、男女共同参画社会づくりを掛け声だけではなく、実質的に進めていくため、今後取り組むべき「施策の方向」をまとめてみたいと思います。

1. 地域において男女共同参画を推進するための場づくり

固定的な性別役割分担意識は、「親から子」へ、「子から孫」へと伝わり、知らず知らずのうちに身についていくもので、このことに視点をおいた意識啓発が必要です。

また、学習や事業等に参加しやすい雰囲気づくりや、場の提供などの条件整備や、女性団体グループ等のネットワーク、活動拠点づくりの支援も必要です。

魅力あるまちづくりを進めていくためには、女性の能力や意見を活かしていくことが大切で、女性の視点を活かした「まちづくり」調査研究に対する支援も有効です。

- (1) 市町村担当部署と連携強化を図りながら、公民館、自治会館、小・中学校、幼稚園、保育所など地域の拠点施設への普及・啓発事業等の取組を推進すること。

特に、藤枝市で実施されているモデル地域事業のように、公民館や小・中学校など公立施設が核となり、地域内の自治会やPTAをも取り込んだ学区あるいは自治連合会レベルでの継続的な取組の推進が望まれます。

これまでの自治会レベルでの取組を「点」に例えるならば、学区あるいは自治連合会レベルでの取組は「面」と例えることもでき、いわば、「点」から「面」への発展と捉えることができます。

- (2) 自治会やPTAなど地域の各種団体、NPO法人、市民活動グループおよびボランティア活動等への支援を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習機会、情報提供ならびに交流機会の場やネットワークづくりへの支援の充実を図ること。

男女共同参画に限らず、地域で様々な活動を行っているNPOが増加しています。これらの団体は性別にこだわらず男女協働で活動しているところが多く、地域での交流を通して、自ら積極的にまちづくりへ関わ

る意識の高揚につなげることが期待できます。また、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画センター(G - N E T)においても、住民やN P Oが参画することにより、より活性化が期待できます。

- (3) 県民の自発的努力を引き出し、男女共同参画意識を高めるための、地域における世代間交流の場として、誰もが自由に参加できる「さんかくサロン」の各地域への設置を支援すること。

「さんかくサロン」によって、老若男女が築くまちづくりの認識が深まります。

2 . 地域において男女共同参画を推進するための人づくり

- (1) 地域の中に入り、地域の伝統や習慣を理解しながら、住民と一緒に男女共同参画についての取組を進められる人材(地域ファシリテーター)の育成を進めること。

一部の市町村ですでに実施されている男女共同参画推進員制度や、男女共同参画センター(G - N E T)で行っている「地域サテライト・コーディネーター」制度の充実強化とともに、若者、子育て中の女性、働く男性・女性、高齢者など、幅広い年代に向けて働きかけ、リードできる人材の養成が急務です。

- (2) 市町村担当部署と連携しながら、男女ともに参加しやすい自治会組織や地域事業へと繋げるよう、自治会役員や公民館職員等に対して、男女共同参画に関する情報提供や普及啓発、研修などを行うこと。
- (3) 各種講座や研修会などを通じて、生涯学習や地域活動のリーダーとなる人材育成と活用の支援体制の強化を図ること。
- (4) 男性の仕事中心の意識やライフスタイルを見直していくための各種講座を充実すること。

「女性問題」は「男性問題」でもあり、男性の意識啓発も重要です。

- (5) 男女共同参画に積極的に取り組む個人、グループ、自治会や各種団体等に対する表彰制度などにより、一層の男女共同参画の気運を高める方策を検討すること。

3. 情報の収集、発信提供、調査研究の推進

- (1) 伝統行事の本来の目的や意義、性別で分ける必要があるかどうかの検証、他地域で男女共同参画を進めている好事例の紹介など、積極的な情報提供や啓発に引き続き取り組むこと。
- (2) 定期的に発行する広報誌の誌上等で、県民の声や地域活動等の紹介記事を連載の形で掲載すること。

場づくりにおける「さんかくサロン」での意見や要望が連載記事の中で取り上げられれば、「さんかくサロン」活動も活性化するし、男女共同参画意識も高まります。

- (3) 県民の意識や実態把握のための調査を定期的実施し、情報の収集・検討を行い、確かな発信をすること。
- (4) 一層の調査研究活動を行うこと。

自治会などの地縁組織とNPOとの交流のあり方などから、新たな地域の活性化に発展していく可能性があります。

また、大学、各種研究機関等との有機的な連携といった視点も必要です。

拠点施設のあり方についても、引き続き検討していくことが必要です。

(参 考)

滋賀県男女共同参画審議会（第1期）の審議状況

（平成14年度）

	開催月日	審 議 事 項
第1回	平成14年 6月14日	会長等の選出について 「男女共同参画計画の策定について」知事から諮問 審議会の運営について
第2回	平成14年 8月 8日	苦情処理専門部会の設置について 滋賀県の男女共同参画の現状と課題 計画の体系について
第3回	平成14年 8月29日	基本目標、の重点課題について ・政策・方針決定過程への共同参画をすすめる ・男女共同参画意識をたかめる ・生涯を通じた男女の性と健康をまもる ・男女間のあらゆる暴力をなくす
第4回	平成14年 9月20日	基本目標、推進体制の強化について ・家庭生活と社会参画の両立をささえる ・多様な働き方ができる場をつくる ・県民・事業者・市町村との協働 ・県の推進方策
第5回	平成14年 10月25日	答申（案） 今後の進め方について
答申	平成14年 11月 7日	滋賀県男女共同参画審議会が「滋賀県男女共同参画計画 の策定にあたっての基本的な考え方について」知事に答 申
第6回	平成15年 1月23日	「滋賀県男女共同参画計画」パートナーしが2010 プラン（改訂版）（案）について 平成15年度審議会運営方法、調査内容等について
第7回	平成15年 3月25日	「滋賀県男女共同参画計画」パートナーしが2010 プラン（改訂版）（案）にかかる県民政策コメントの 結果について 平成15年度事業概要および相談状況について 平成15年度調査審議課題および進め方について

(平成15年度)

	開催月日	審 議 事 項
第8回	平成15年 6月13日	平成15年度調査審議課題と進め方について
第9回	平成15年 8月27日	前回、引き続き要調査となった事項の結果について 調査の目的・方針等について
現地調査	平成15年 9月24日	岐阜県中津川市役所へ現地調査
現地調査	平成15年 9月26日	静岡県藤枝市役所へ現地調査
第10回	平成15年 10月24日	県外調査結果報告 県の実践モデル地域事業について 事例聴取対象自治会の選定
第11回	平成15年 11月14日	三自治会から事例報告 提言執筆委員選任
執筆会議	平成15年 12月 8日	提言内容、構成等の検討
執筆会議	平成16年 2月 6日	執筆委員による提言素案の協議
第12回	平成16年 2月20日	提言(案)について

滋賀県男女共同参画審議会（第1期）委員名簿

（五十音別、敬称略）

	板山きよ美	びいめ～る企画室	（執筆担当）
	伊藤 公雄	大阪大学人間科学部教授	
	大橋 啓子	公募委員（大津市在住）	
会 長	小沢 修司	京都府立大学福祉社会学部教授	
	小田島敦子	公募委員（大津市在住）	
	澤井眞沙美	公募委員（信楽町在住）	
	菅沼 完夫	毎日新聞大阪本社編集委員	
	角 大介	元(社)日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会長	
	高橋 啓子	臨床心理士	
	馬場 輝代	草津市立笠縫東小学校長	
	肱岡 勇夫	弁護士	
	前川 初子	県男女共同参画推進協議会会長	
	宮本 雅子	滋賀県立大学人間文化学部講師	
	山田 重樹	公募委員（大津市在住）	（執筆担当）
	山元 康子	前大津市企画部企画監	（執筆担当）
会長代理	渡辺 峻	立命館大学経営学部教授	